

## 堺市指定管理者評価表

( 評価対象期間 : 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで )

### 1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター、堺市立美原総合福祉会館	
(2) 施設の設置目的	
○老人福祉センター 無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じ、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため ○美原総合福祉会館 総合福祉を基調として、市民が自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図るため	
(3) 所管部局	
健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	
(5) 指定期間	
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで ( 4 年間 )	
(6) 主な事業	
・ 貸室業務 ・ 相談業務 ・ 指導業務 ・ 入浴サービス ・ 各種講座、教室等の開催(健康教養講座、機能訓練等) ・ レクリエーション活動の実施(敬老事業等)	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	無
(9) 開場時間	(10) 休館日
9時00分から17時15分まで	・毎年12月29日～1月3日、 ・毎週日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(敬老の日を除く)
(11) 選定方法(公募・非公募の別)	
公募	

次頁以降の各管理運営状況の取組評価については、以下の評価基準により評価を行う。

評価基準	a	要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
	b	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
	c	要求水準を下回る管理運営がなされている
	d	要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている

## 2 管理運営状況

## (1) 適正な管理運営の確保

## ア 取組評価

	指定管理者	市
市民の平等利用や日常の事故防止、当該業務において回避しなければならないリスクに対して、回避するための具体的な方策を講じているか。	a	b
防犯、事件事故及び災害の発生時又は発生に備えた対応が適切であったか。	a	b
利用者の個人情報の取扱いや情報管理体制は適切であったか。	a	b
仕様書等で定めている人員配置(障害者、高齢者等)は、適切に為されているか。	a	b
人材育成の方針や研修計画等に基づいて、職員の資質や能力の向上を図るために必要な研修を適切に実施していたか。	a	b
施設の設備、器具備品は、適切に管理していたか。また保守点検や法定点検は、適切に実施していたか。	a	b
施設の設置目的や市が定める各種計画等に則って施設の管理運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、設置目的に沿った成果を得られたか。	b	b
利用者への情報提供、広報が適切に行われているか。また効果があったか。	a	b

## イ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
令和6年度当初、北老人福祉センターにおいて、ボイラーの故障を受けて、堺市の指導により入浴事業が廃止となり、利用者減が余儀なく起こってしまったが、その他の評価項目については、適切に対応できている。	北老人福祉センターは、ボイラー故障により令和6年5月に入浴事業を終了したことで利用者数が減少したが、東・美原老人福祉センターを含め、前向きに利用者数増加の取組を実施できていたと評価する。

## (2) 利用者サービスの向上

## ア 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者名	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
利用者数(単位:人)	98,334	112,927	99,147
稼働率(単位:%)	東・大広間:73.6 北・やなぎ:68.4 美原・大集会室: 86.6	東・大広間:88.4 北・やなぎ:67.9 美原・大集会室: 86.9	東・大広間:89.1 北・やなぎ:89.1 美原・大集会室: 90.3
利用者満足度(単位:%)	東:51.7 北:58.8 美原:61.8	東:43.4 北:41.2 美原:64.7	東:71.5 北:80.7 美原:75.3

## イ 取組評価

	指定管理者	市
利用者が利用者しやすい料金の設定や利用区分になっているか。	a	b
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	a	b
利用者からの苦情、要望への対応が適切に行われ、また、利用者の意見を施設運営やサービスに反映させる取組がなされたか。	a	a
自主事業の実施など施設の設置目的の範囲内で、サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされたか。	a	a

## ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
・令和6年度当初の北老人福祉センターでの入浴事業の廃止については予測の出来ない事態であったため、利用者減が必然的に起こってしまったことは残念であった。 ・しかし、東・美原の両老人福祉センターにおいては新規利用者の確保や日常的な利用に対しては計画どおりであった。	北老人福祉センターの入浴事業終了があったにも関わらず、3センターともに稼働率及び利用者満足度が令和5年度と比較して向上したことは評価できる。

## 2 管理運営状況

## (3) 収支

## ア 収支状況

(単位:円)

## ■ 指定管理業務

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
指定管理者名		社会福祉法人 大阪府社会福祉事 業団	社会福祉法人 大阪府社会福祉事 業団	社会福祉法人 大阪府社会福祉事 業団	社会福祉法人 大阪府社会福祉事 業団
収入	指定管理料	142,882,000	142,960,000	143,163,000	142,883,000
	利用料金	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	その他	154,185	308,376	190,000	0
	合 計	143,036,185	143,268,376	143,353,000	142,883,000
支出	人件費	74,926,954	77,162,868	74,480,613	75,227,000
	委託料	18,289,793	19,389,302	16,787,542	19,695,000
	総支出額に占める 委託料の割合	13.3%	13.9%	12.6%	13.8%
	修繕費	3,538,544	1,548,659	1,448,740	6,000,000
	光熱水費	23,136,219	22,289,637	18,410,408	22,600,000
	その他	17,676,490	18,886,012	21,970,940	19,641,000
	合 計	137,568,000	139,276,478	133,098,243	143,163,000
収支差額		5,468,185	3,991,898	10,254,757	-280,000
(市への納付金の額)		-	-	-	-

## ■ 自主事業

(有)

(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
収 入		3,852,920	4,362,361	5,059,435	4,250,000
支 出		3,852,920	4,439,648	5,059,435	4,280,000
収支差額		0	-77,287	0	-30,000
(市への納付金の額)		-	-	-	-

## イ 取組評価

	指定管理者	市
施設の管理運営に関し、経費を縮減するための十分な取組が図られているか。	b	b
収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	a	b
当初の収支計画どおりに適切、適正に予算執行がなされているか。	a	b
経理事務は適正に行われているか。	a	b

## ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度支出科目「その他」については、北老人福祉センターにおける広範囲における植木の伐採(枯れ枝等落下等危険回避)を実施し、その手数料に約50万円を要したため、決算額が増加した。</li> <li>修繕費については比較的軽微な修繕で終わることができ、節約となった。</li> </ul>	令和6年度予算において、収支がマイナスになると積算していたところ、収支差額がプラスで生じたことは、北老人福祉センターの入浴事業終了に伴う指定管理料の返還が完了していないことを考慮しても、収支における努力の成果であると評価する。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 市が仕様書で定める目標の達成状況

■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
事故発生件数(利用者の体調変化以外)	0件	0件

■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
実利用者を増やし、定着させる取組 (令和6年度までに、60歳以上人口に占める実利用者数の割合を令和元年度比で2%(年0.5%)増加させる) ※東センター R1:5.14%→R6:7.14% ※北センター R1:2.62%→R6:4.62% ※美原センター R1:9.19%→R6:11.19%	東センター:7.14% 北センター:4.62% 美原センター:11.19%	東センター:3.85% 北センター:1.55% 美原センター:6.75%
高齢者の介護予防に資する取組 (介護予防に資する各種講座・教室等の開催回数)	月8回以上	12か月間達成

■ 収支

指標	目標	実績
経費節減に向けた取組	利用者サービスの増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるように適正な予算執行を図られているか。	修繕費については、各センターとも、大きな修繕に至らず、比較的軽微な修繕で終えることができ、経費節減を図ることができた。

イ 実績に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>北老人福祉センターでは、年度当初の入浴事業廃止に伴う利用者減が顕著となり、3センターの利用者数については、令和5年度より減少した。</li> <li>令和6年度末の入浴事業終了により、令和7年度へのスタートが円滑になるように介護予防に資する取組を事前に行った(チャレンジタイム・ボードゲーム導入・健康ウォーキングなど)。しかし、サービス向上への布石を打つことはできたが、結果的に目標到達はできなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な管理運営を行ったことで、事故発生件数を0にできている。</li> <li>日常的な点検により修繕費を抑制できている。</li> <li>実利用者を増やし、定着させる取組目標は達成できなかったが、令和6年度から次期指定管理者として選定された令和7年度に向けて動き出したことは評価できる。</li> </ul>

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>北老人福祉センターでの年度当初における入浴事業の廃止による影響は大きくあったものの、事業計画に掲げた事業については制限なく取り組むことができた。</li> <li>また、令和7年度からの入浴事業完全廃止に伴う「介護予防」に資する新事業を先行して行い、令和7年度のスタートを切るための下地形成ができ、3センター共に建設的に準備を進めることができた。</li> </ul>	北老人福祉センターは入浴事業終了の影響を受けたが、その後、入浴事業が終了する令和7年度からの次期指定管理期間を見据え、介護予防に資する取組を行うことができていた。

評価基準	A	仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B	概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C	管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D	管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの